

都道山田宮の前線（61号）
八王子市上川町地内から八王子市美山町地内

（仮称）戸沢トンネル 事業概要及び用地測量について

説明内容

- 1 事業概要
- 2 事業の進め方・今後のスケジュール
- 3 用地測量

1 事業概要 ～現況道路の課題～

山田宮の前線 現況道路における3つの課題

- ① 土砂災害や積雪などによる通行止め
- ② 戸沢峠付近における、急カーブや急勾配の連続
- ③ 交通渋滞

1 事業概要 ～現況道路の課題 ①通行止め～

【平成29年の台風21号による土砂災害】



上川町から美山町方向を見た状況

【平成26年の大雪】



美山町から上川町方向を見た状況

現況道路は、地域を支える重要な幹線道路にもかかわらず、通行止めが発生しています

1 事業概要 ～現況道路の課題 ②急カーブ・急勾配～

【救急車や貨物車等が利用する重要な道路】



【急カーブ、急勾配の連続】



急峻な地形を通る道路であるため、急カーブや急勾配が連続しています

冬期には路面凍結の発生も懸念されます

1 事業概要 ～現況道路の課題 ③交通渋滞～

■交通渋滞の影響



➤バスの定時性確保が困難



➤車列により、横断歩道付近の見通しが悪い



➤渋滞を避ける通過交通が流入することで、生活道路の安全性が低下

1 事業概要 ～現況道路の課題対応方針～

- 3つの課題
- ① 通行止め
 - ② 急カーブ・急勾配
 - ③ 交通渋滞



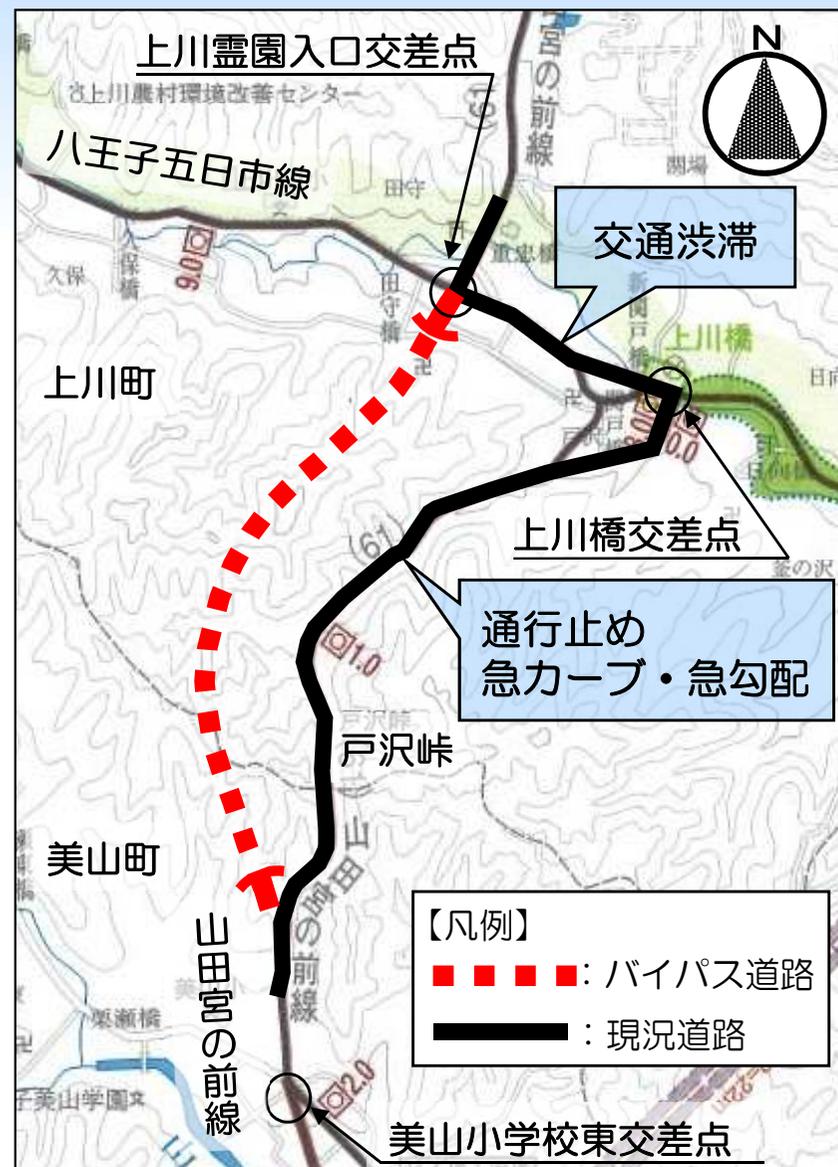
3つの課題に対応するため

北側は上川霊園交差点から南下し
トンネルにより美山町側へ抜ける
バイパス道路を整備



バイパス道路の整備により
次の効果が期待できます

- ① 地域の防災性の向上
- ② 安全で快適な交通の確保
- ③ 上川霊園入口交差点から上川橋交差点付近の交通の円滑化



1 事業概要 ～事業効果～

①地域の防災性の向上

- 土砂災害や積雪による影響を受けにくくなるため、地域を支える重要な幹線道路として、災害時においても通行の確保が図られます

②安全で快適な交通の確保

- 急カーブや急勾配のない道路を新たに整備するため、安全で快適な通行ができるようになります

③上川霊園入口交差点から上川橋交差点付近の交通の円滑化

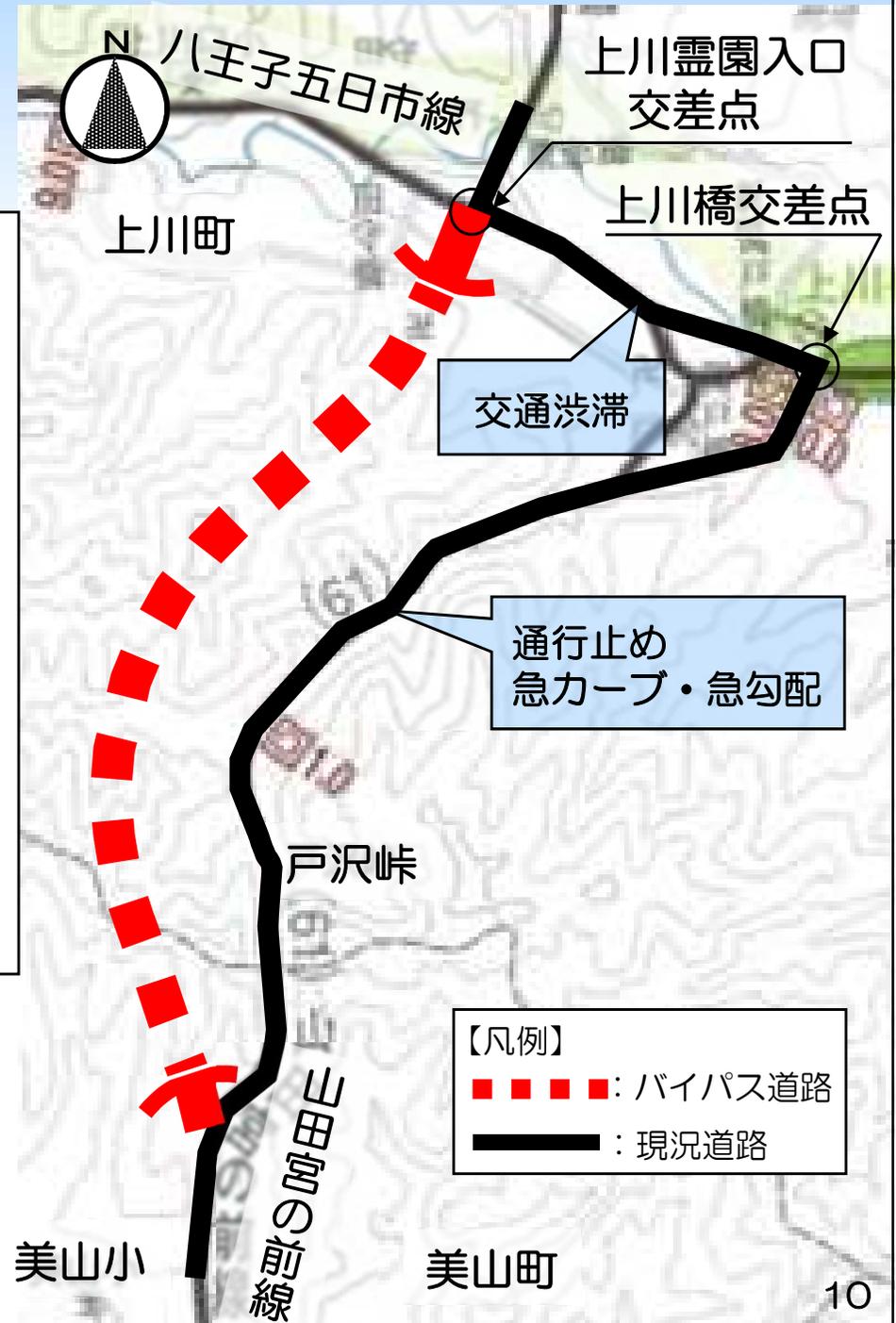
交通の円滑化が図られ、下の効果が期待できます

- バスの定時性が向上します
- 横断歩道付近の見通しがよくなり、通学時、横断の安全性が向上します
- 生活道路への通過交通の流入が減少し、安全性が向上します

1 事業概要 ～バイパス道路のルート選定～

バイパス道路のルート選定条件

- 戸沢峠全体をトンネルで通過する
- 現況道路より緩やかな曲線、勾配とする
- 通過する交差点を減らし、交通の円滑化を図る
- 地表面からトンネルまでの深さを十分確保する
- 既存の家屋、建物等の移転が伴う用地取得を極力少なくする

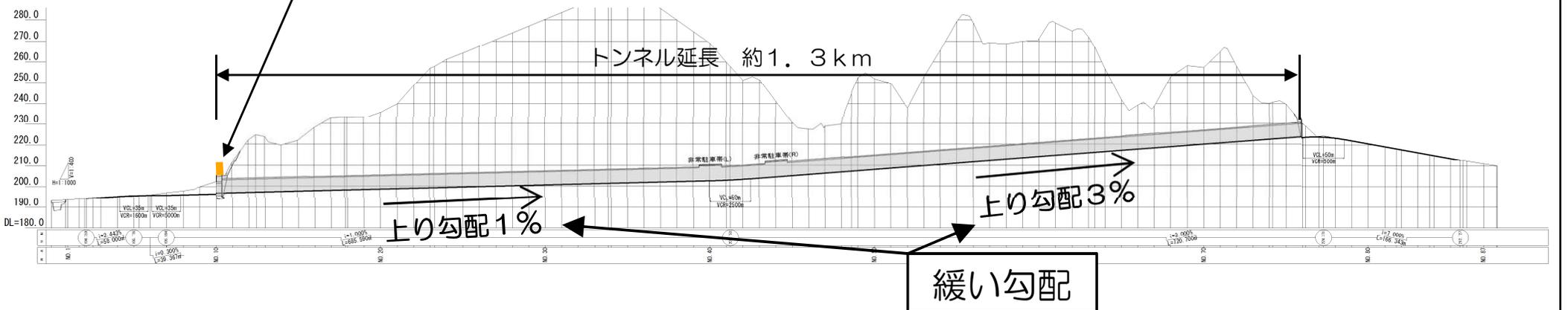


1 事業概要 ～道路縦断～

平面図



縦断図



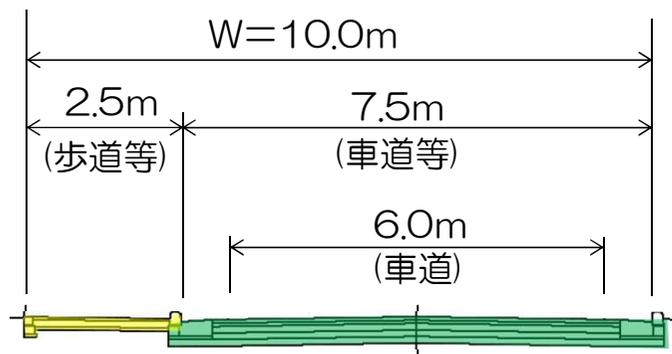
※この資料は概要図であり、関係機関との協議や今後の調査設計により内容を変更することがあります

1 事業概要 ～道路横断構成～

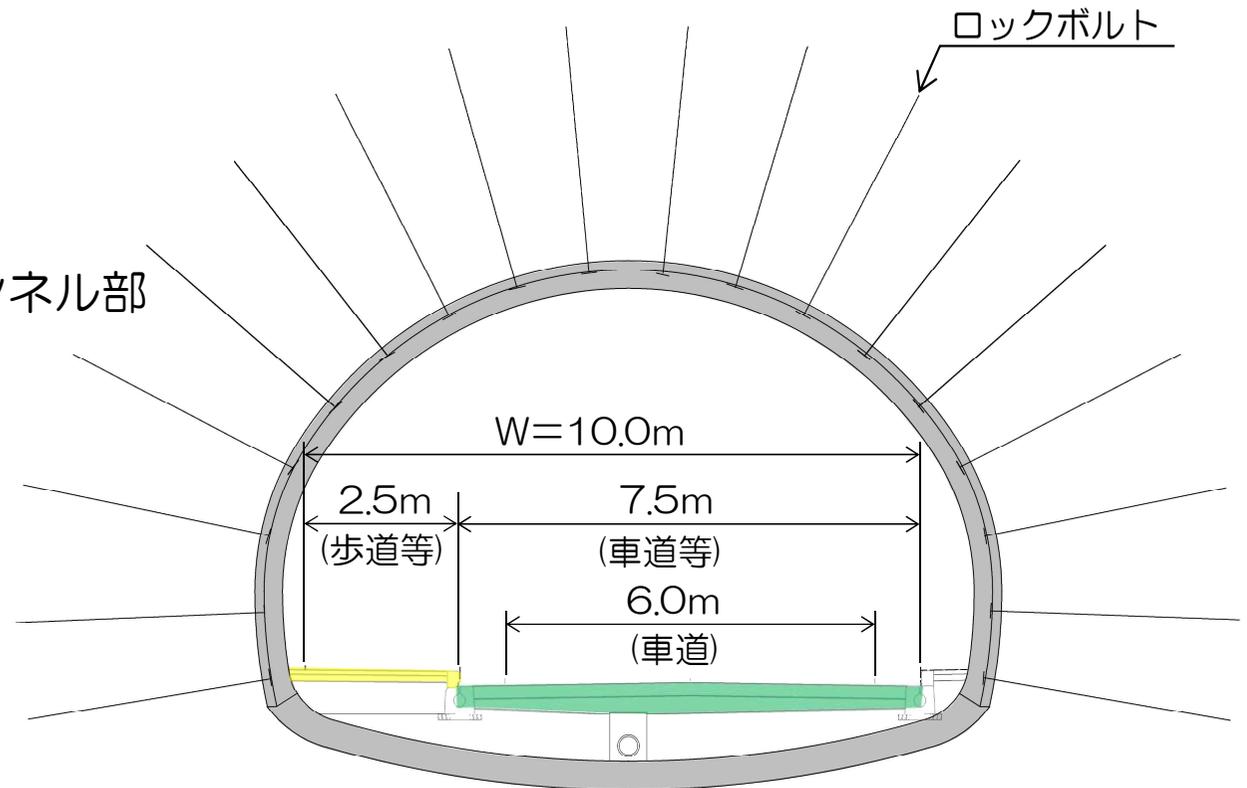
- 幅員は、車道等が7.5m、片側歩道等が2.5m
- 片側歩道等は東側（上川町から美山町を見て左側）に整備

標準横断図

一般部

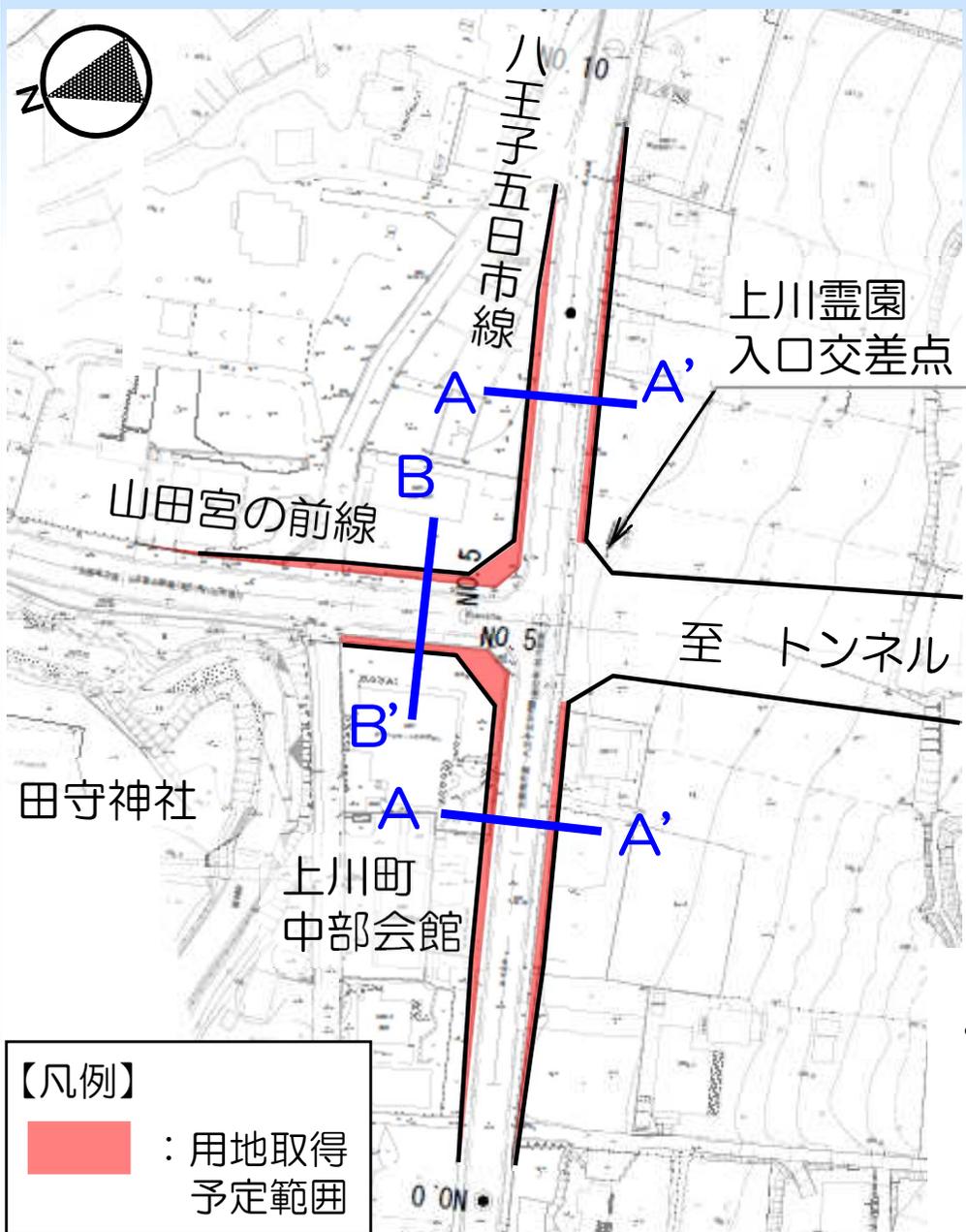


トンネル部



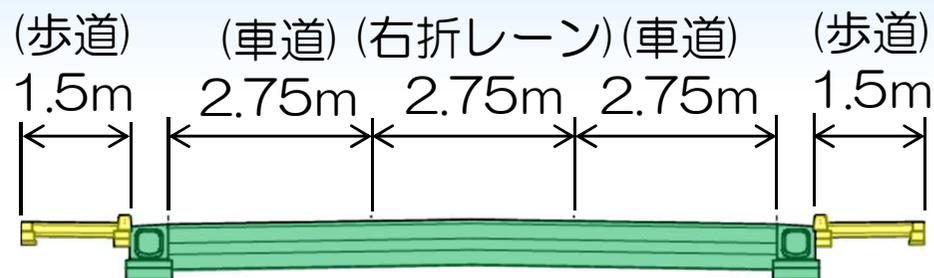
※この資料は概要図であり、関係機関との協議や今後の調査設計により内容を変更することがあります

1 事業概要 ～北側取付道路部（上川霊園入口交差点）～



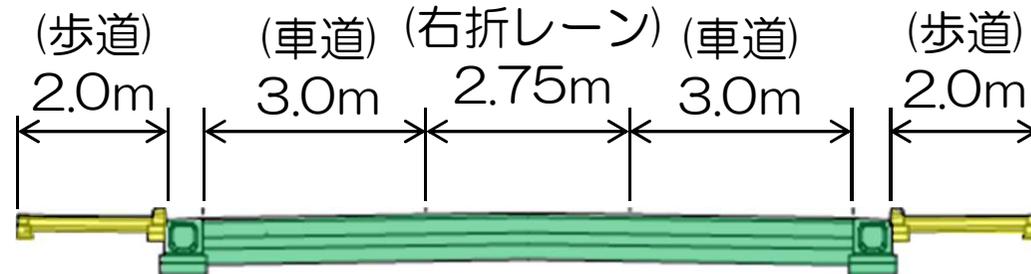
A-A' 断面

(八王子五日市線交差点部)



B-B' 断面

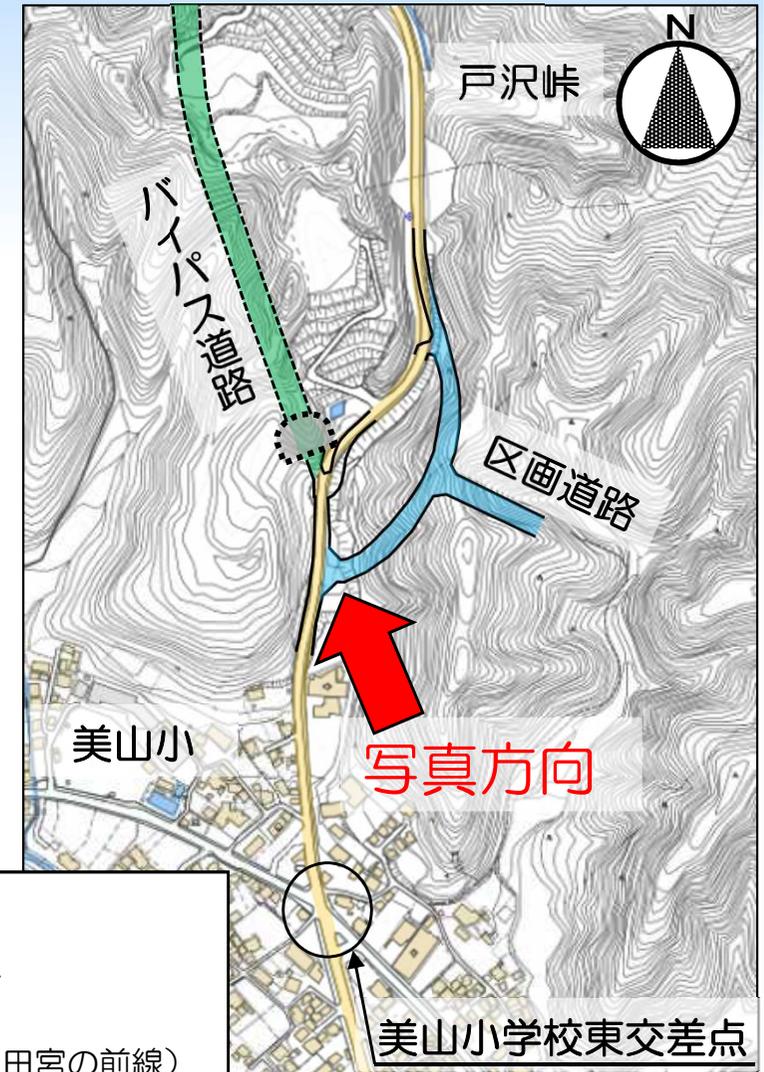
(山田宮の前線交差点部)



- 上川霊園入口交差点は十字交差点とし、全方向に右折レーンを設置するため、図の赤色着色箇所の用地を取得させていただく予定です

1 事業概要 ～南側取付道路部（美山町側）～

【トンネル南側坑口位置（イメージ）】

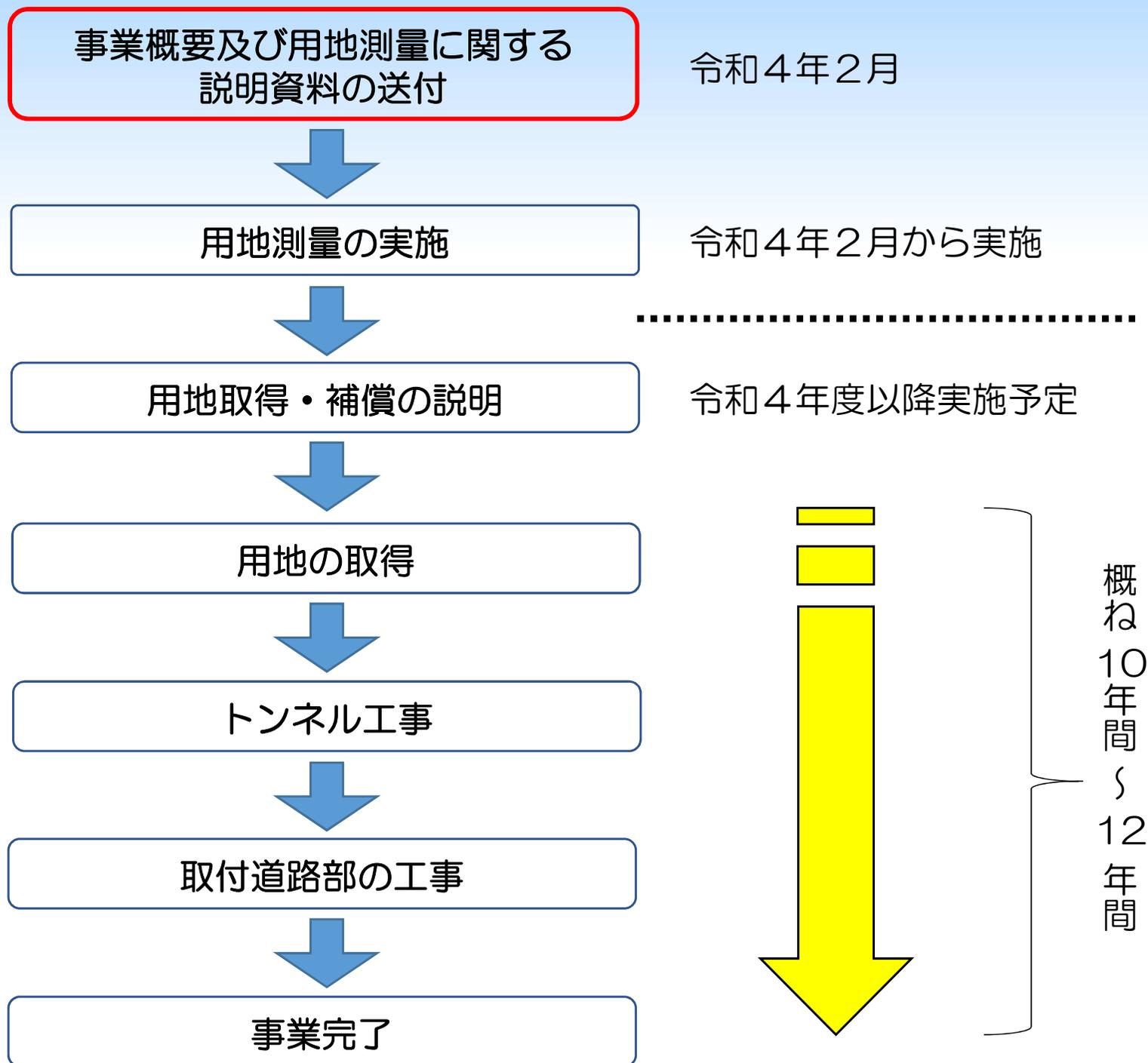


- バイパス道路は、美山小学校東交差点の少し北側の位置で接続します
- 区画道路は、川口土地区画整理事業により整備される予定です
- 取付道路部の形状は図のようになります

【凡例】

-  : バイパス道路
-  : 現況道路（山田宮の前線）
-  : トンネル南側坑口位置
-  : 区画道路

2 事業の進め方・今後のスケジュール

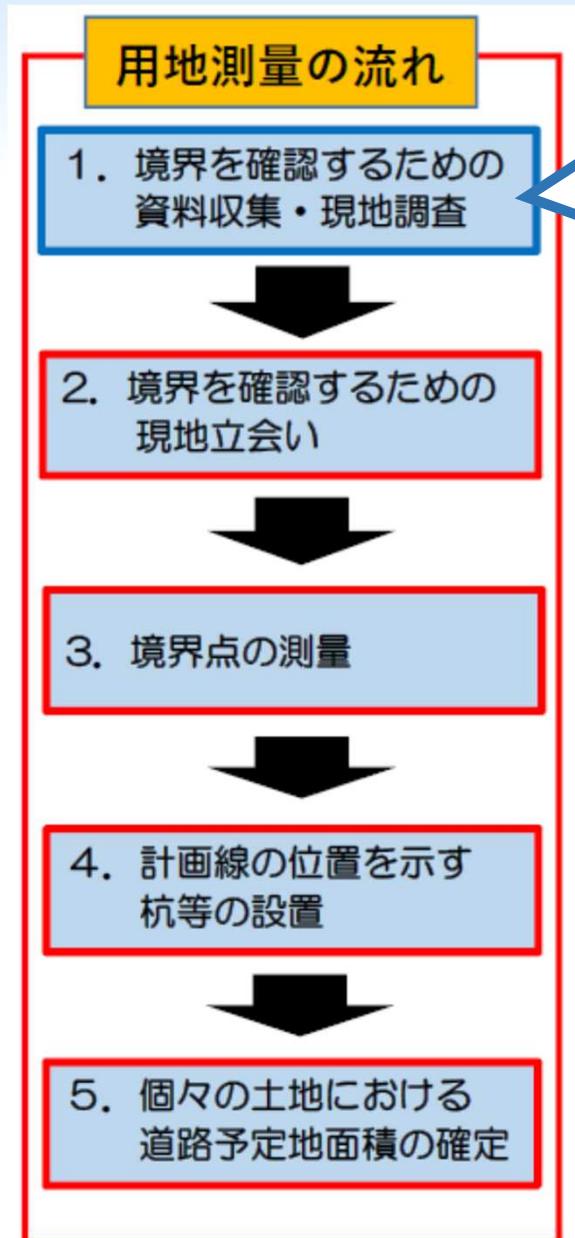


3 用地測量

- 用地測量は、道路として取得させていただく、土地の面積を確定することを目的としています
このため、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います

■用地測量の具体的な流れ①

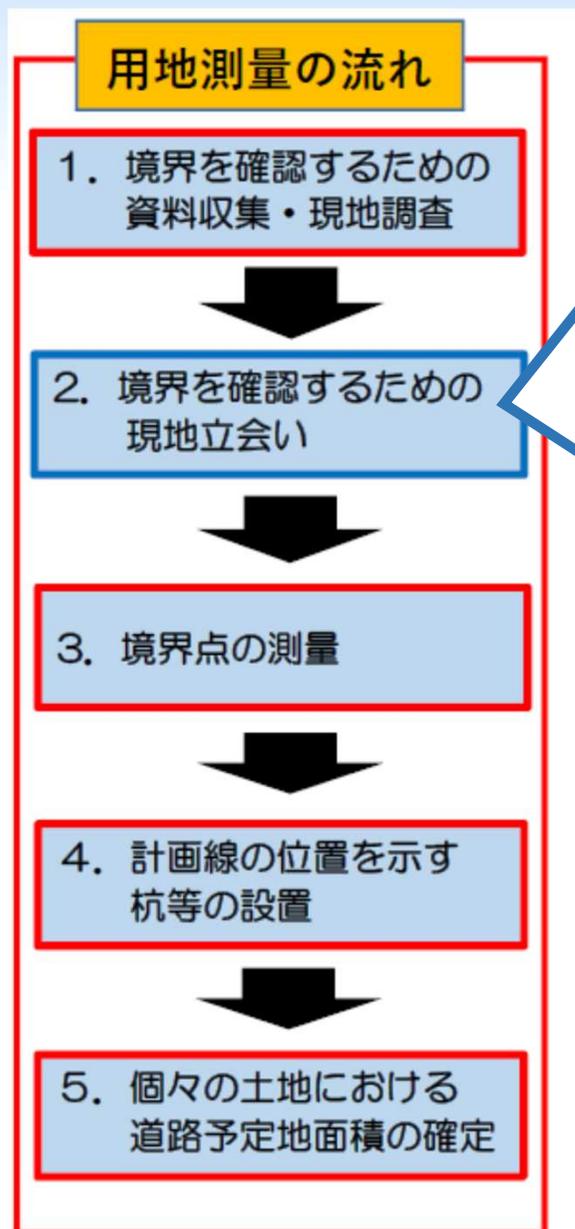
※同封の「用地測量について」を併せてご覧ください



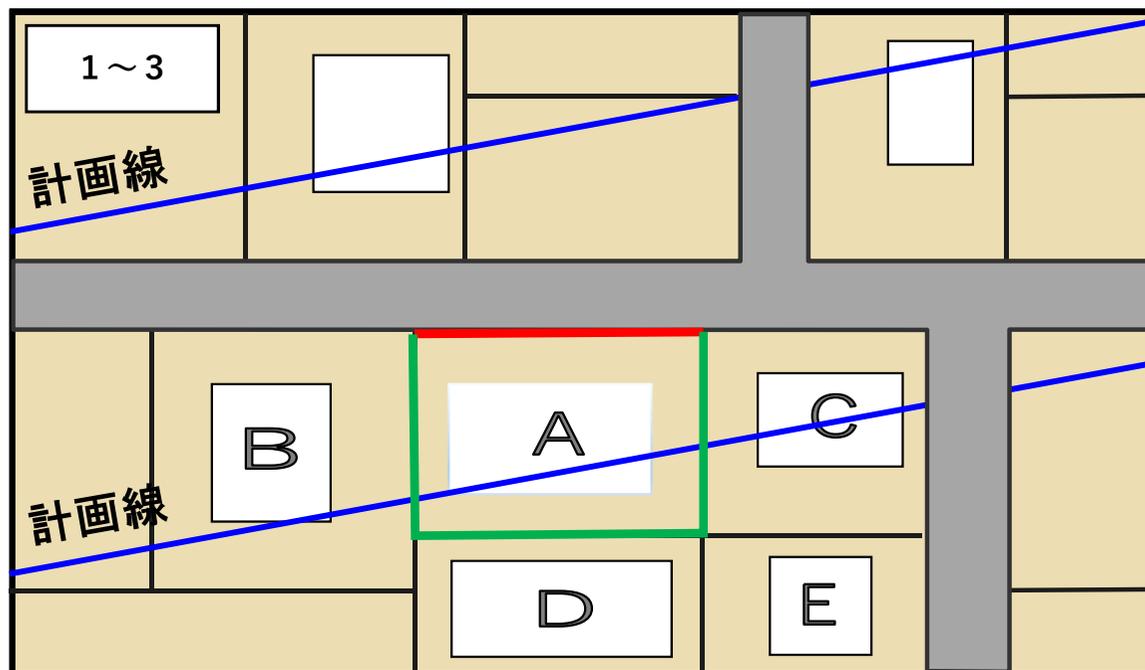
- 土地の境界を確認するために必要な資料収集等を行います
- 皆様方の敷地等にある既存の境界杭等を、現地にて確認させていただきます
(※既存の境界杭等に関する資料があればご提供をお願いいたします)

■用地測量の具体的な流れ②

※同封の「用地測量について」を併せてご覧ください



- 現在の道路などの公共用地と私有地との境界や、私有地と私有地との境界について、確認させていただきます
(※立会いをお願いいたします)



■用地測量の具体的な流れ③

※同封の「用地測量について」を併せてご覧ください

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための
資料収集・現地調査



2. 境界を確認するための
現地立会い



3. 境界点の測量

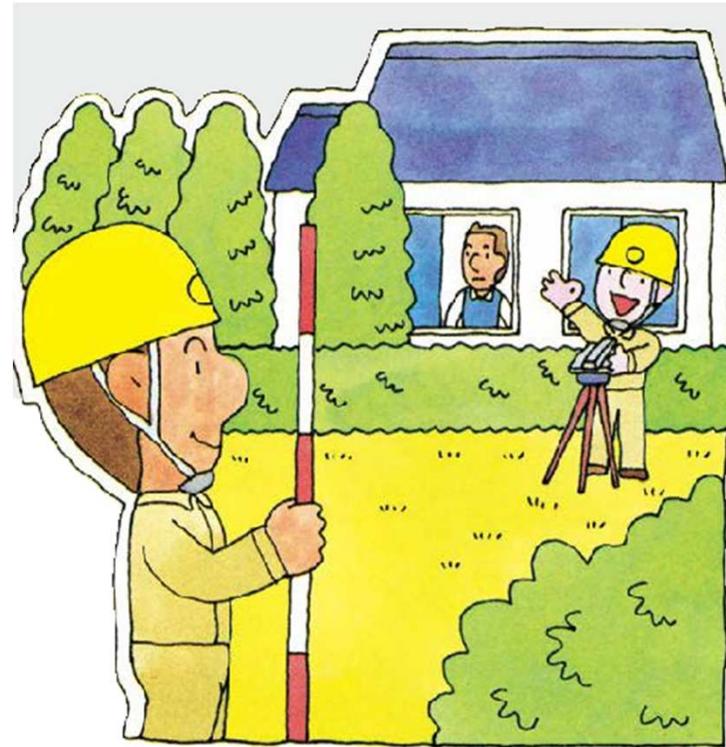


4. 計画線の位置を示す
杭等の設置



5. 個々の土地における
道路予定地面積の確定

- 境界立会いで確認された境界点について、
測量作業を行います



■用地測量の具体的な流れ④

※同封の「用地測量について」を併せてご覧ください

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための
資料収集・現地調査



2. 境界を確認するための
現地立会い



3. 境界点の測量

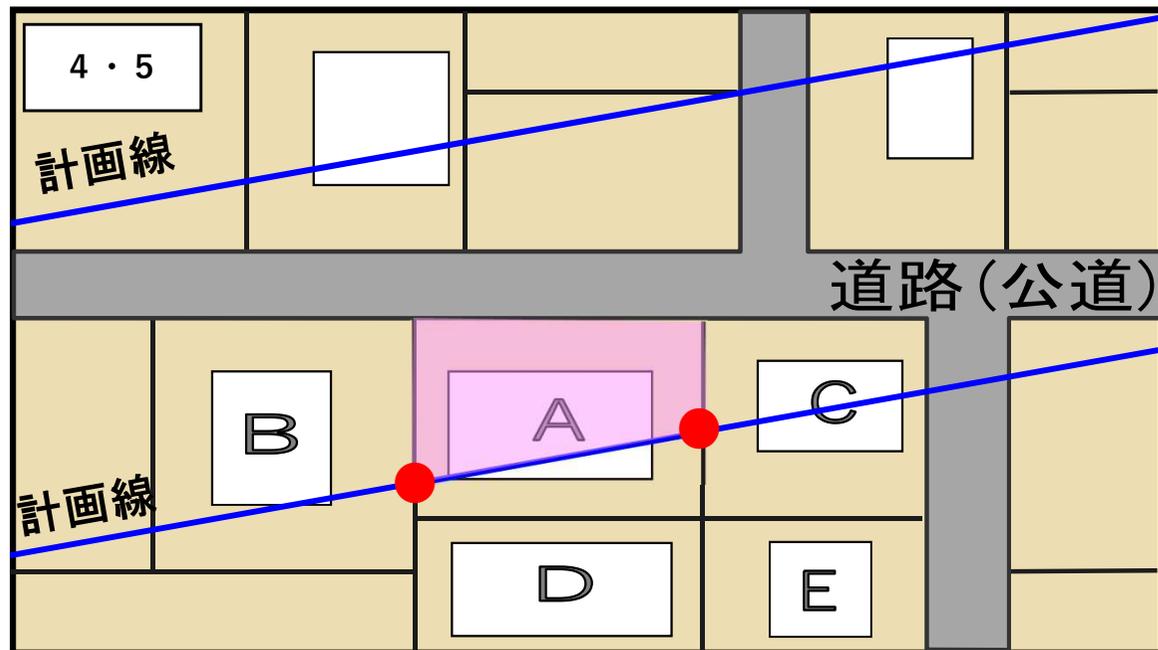


4. 計画線の位置を示す
杭等の設置



5. 個々の土地における
道路予定地面積の確定

- 土地所有者の方の土地のどの位置に計画線が来るのかを示すため、計画線と土地の境界が交差する位置に杭や鉤を設置させていただきます



- 図の赤い丸印 (●) に計画線の位置を現す杭等を設置します
- 図の着色箇所が確定した個々の道路予定地面積です

■用地測量の具体的な流れ⑤

※同封の「用地測量について」を併せてご覧ください

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための
資料収集・現地調査



2. 境界を確認するための
現地立会い



3. 境界点の測量

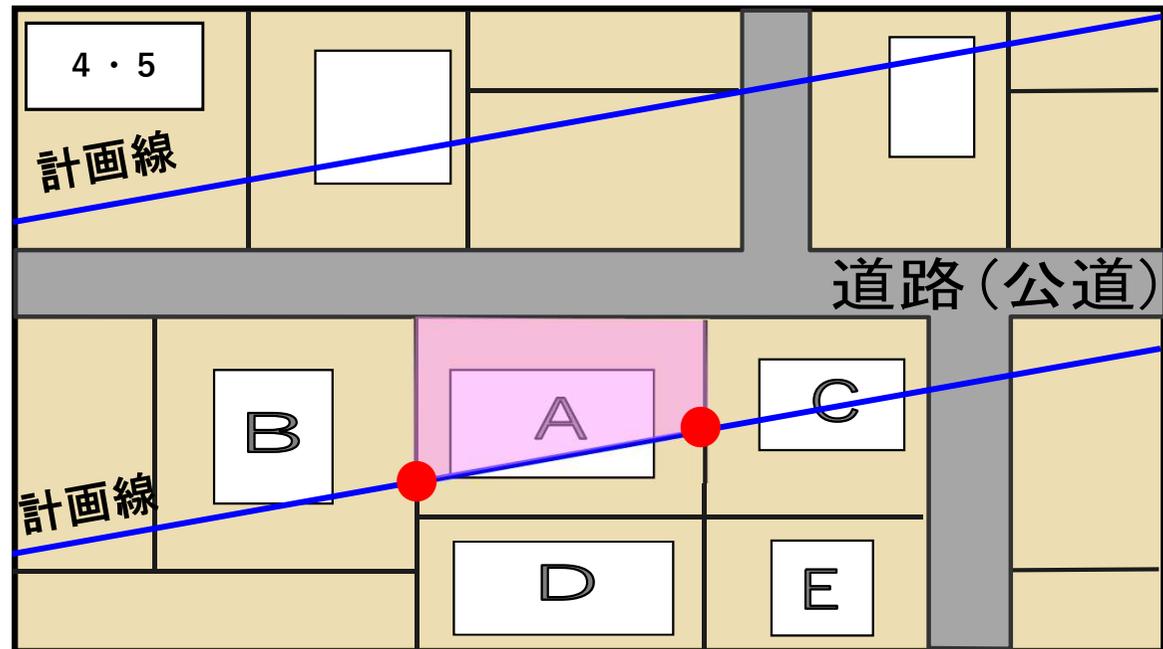


4. 計画線の位置を示す
杭等の設置



5. 個々の土地における
道路予定地面積の確定

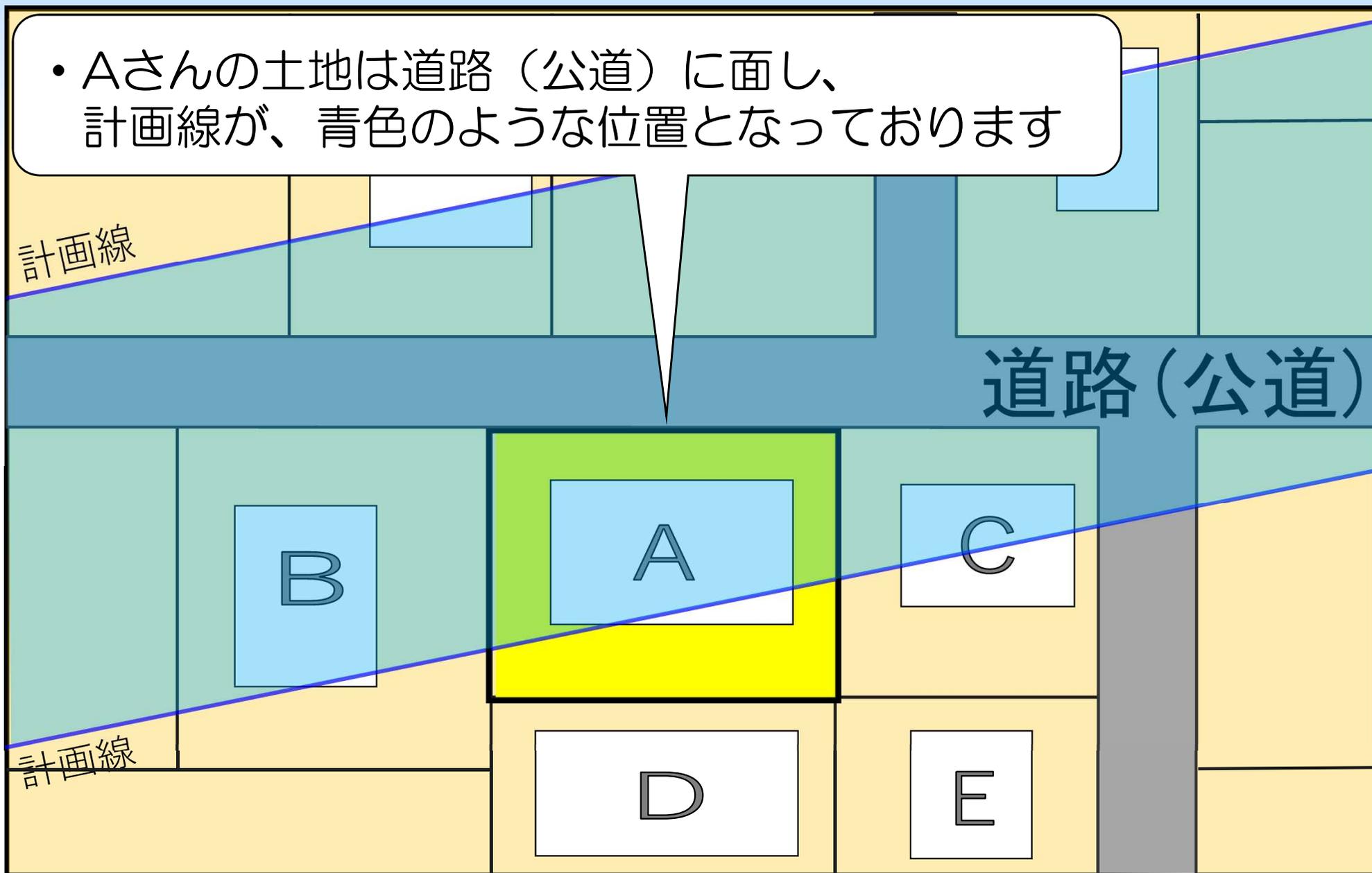
- 計画線と土地の境界が交差する位置に杭や鉤が設置されましたら個々の土地における取得させていただく道路予定地面積が確定します



- 図の赤い丸印 (●) に計画線の位置を示す杭等を設置します
- 図の着色箇所が確定した個々の道路予定地面積です

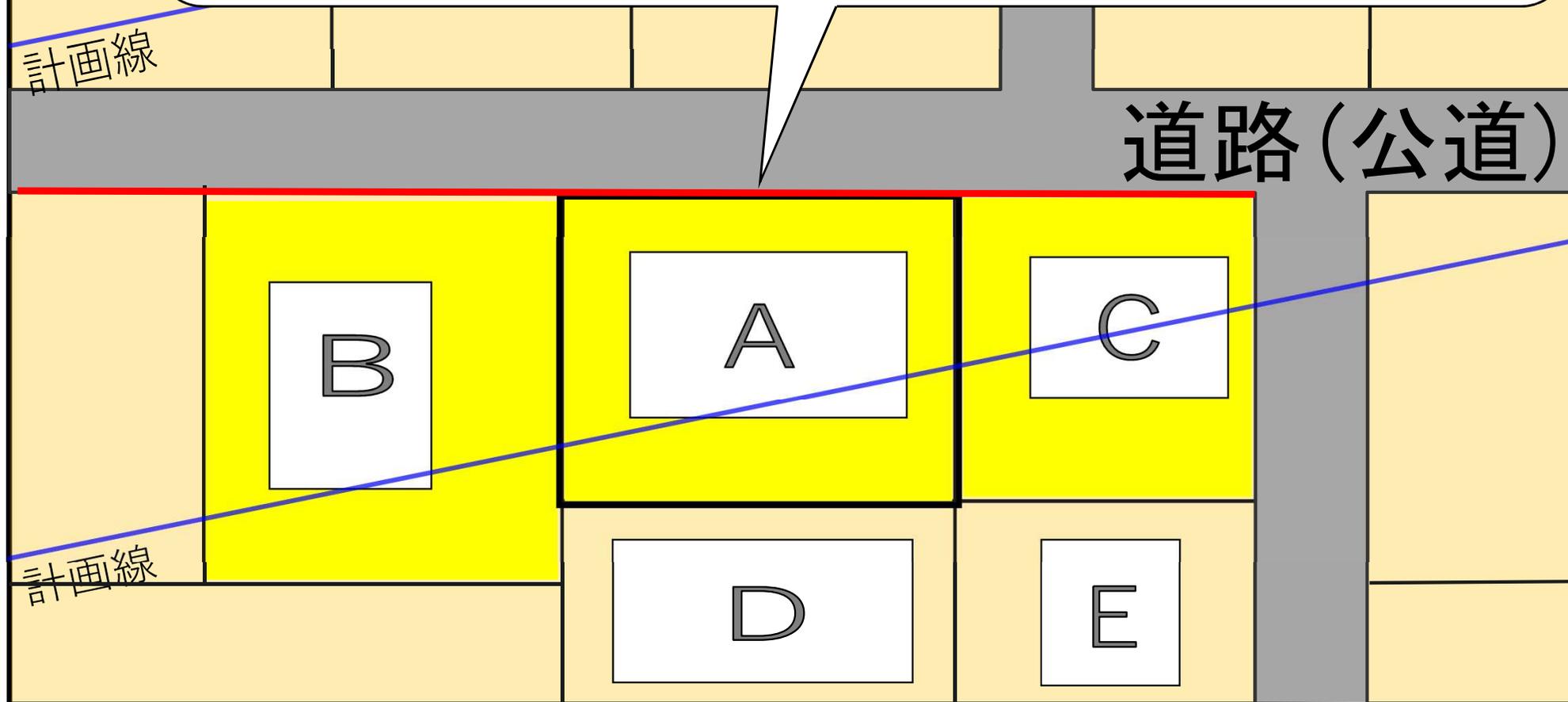
■境界確認の具体的な手順(Aさんの場合)

- Aさんの土地は道路（公道）に面し、
計画線が、青色のような位置となっております



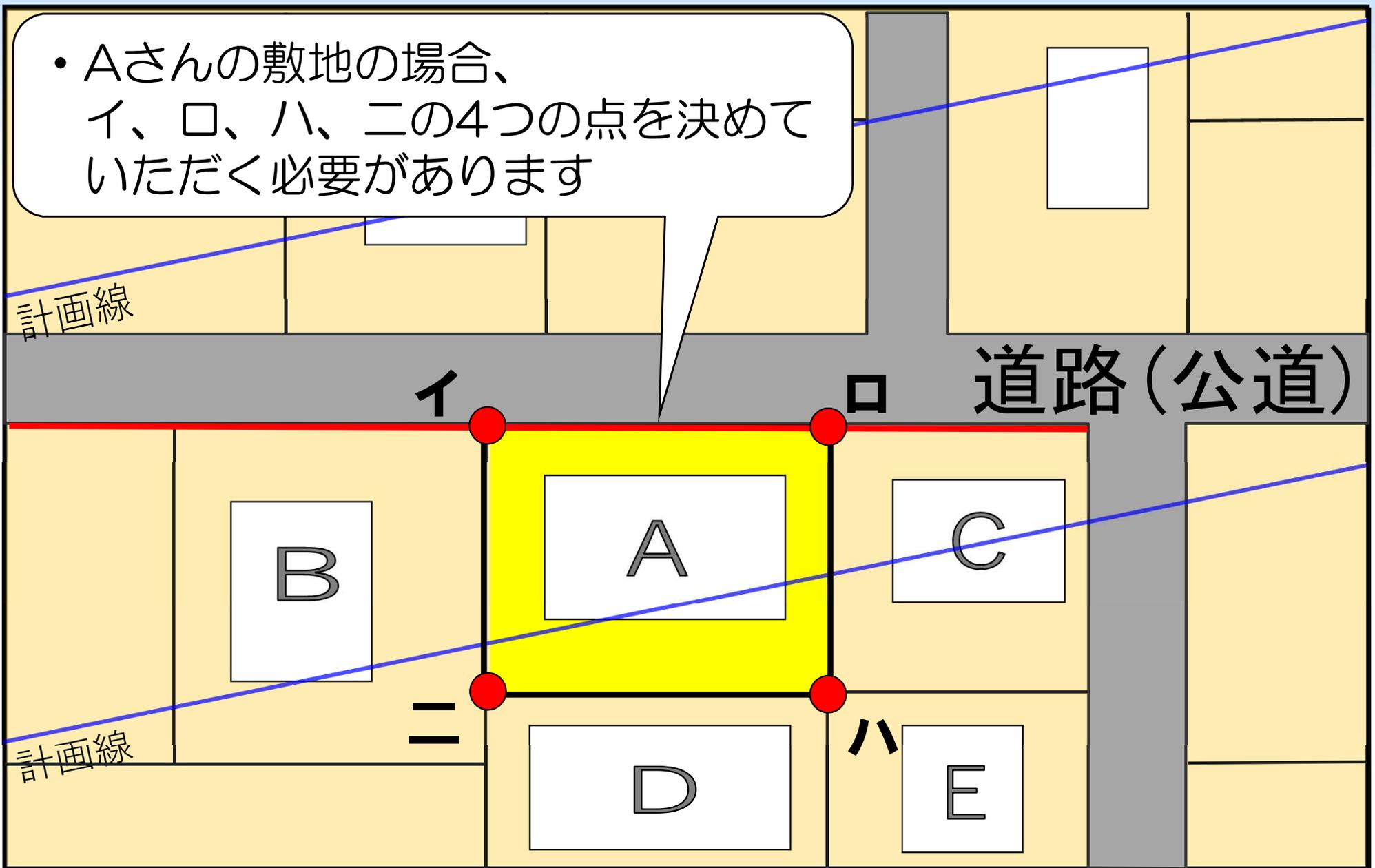
■ Aさん敷地と道路との境界を確認する手順

- 赤い線で示した、道路と私有地との境界を確認します
- Aさん、Bさん、Cさんが、道路と接しているため、道路管理者の職員と土地所有者の皆様とが立ち会っていただき、境界を確認していただきます



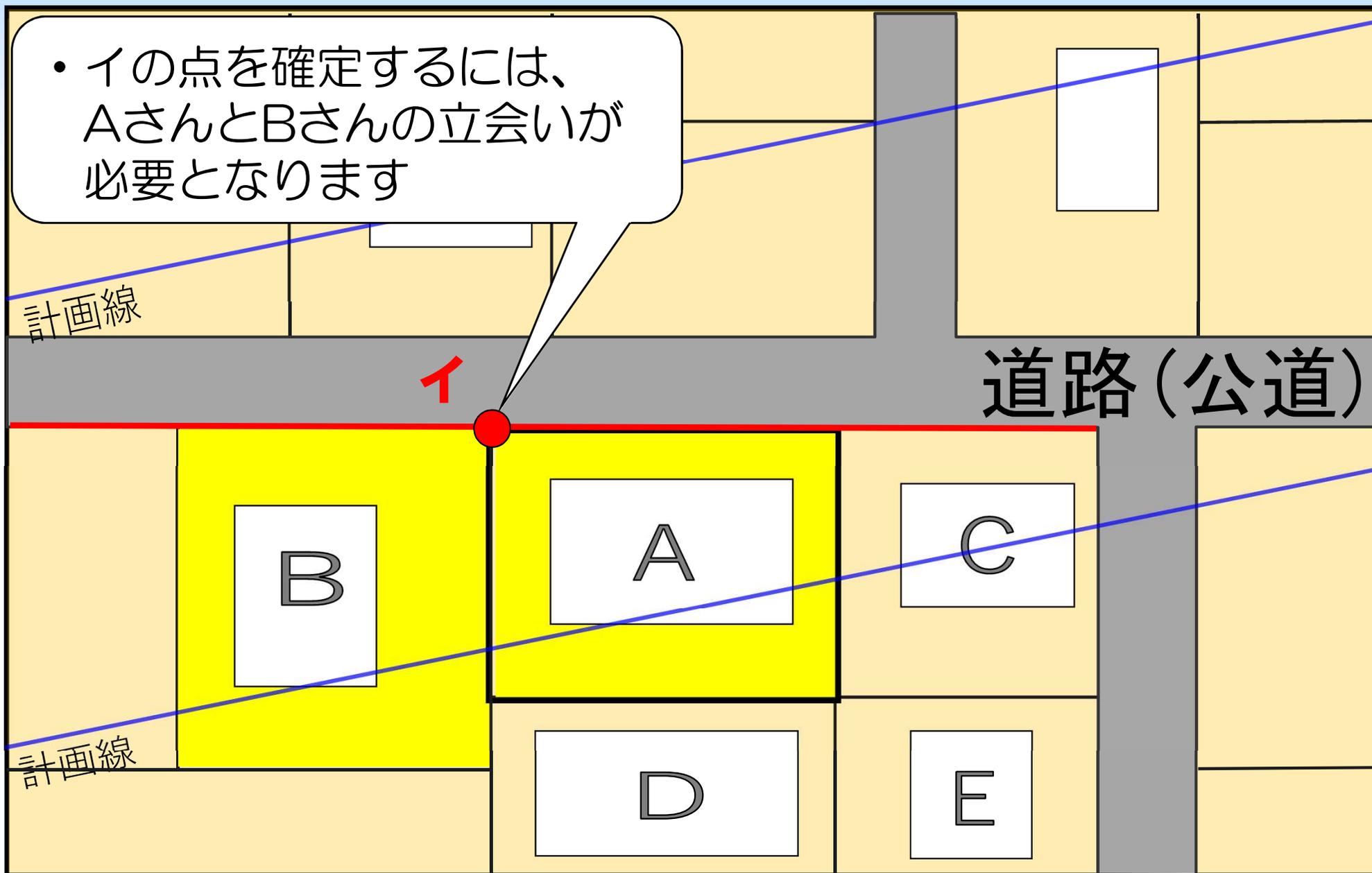
■Aさん敷地の境界を確認する手順①

- Aさんの敷地の場合、イ、ロ、ハ、ニの4つの点を決めていただく必要があります



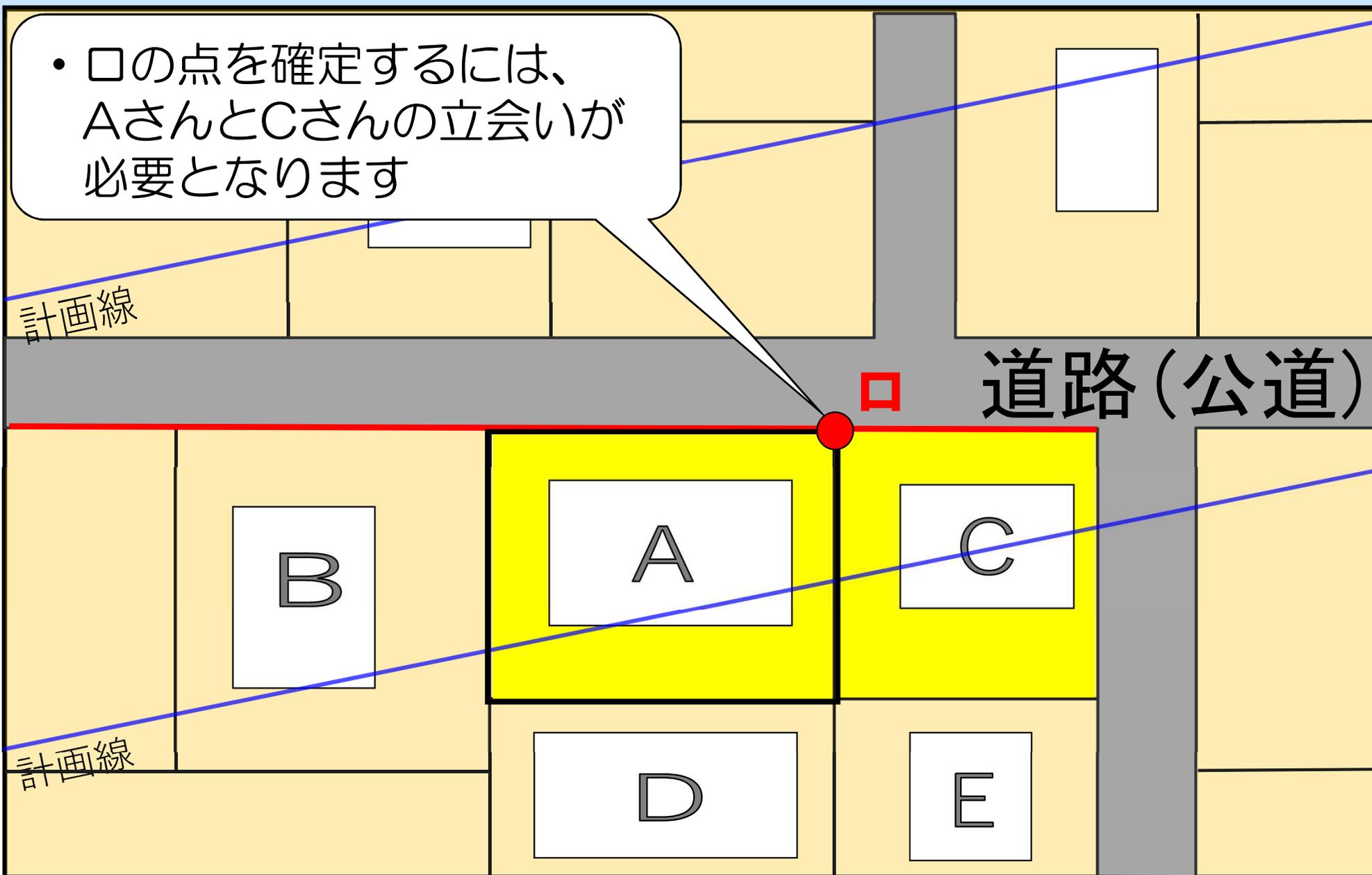
■ Aさん敷地の境界を確認する手順②

- イの点を確定するには、AさんとBさんの立会いが必要となります



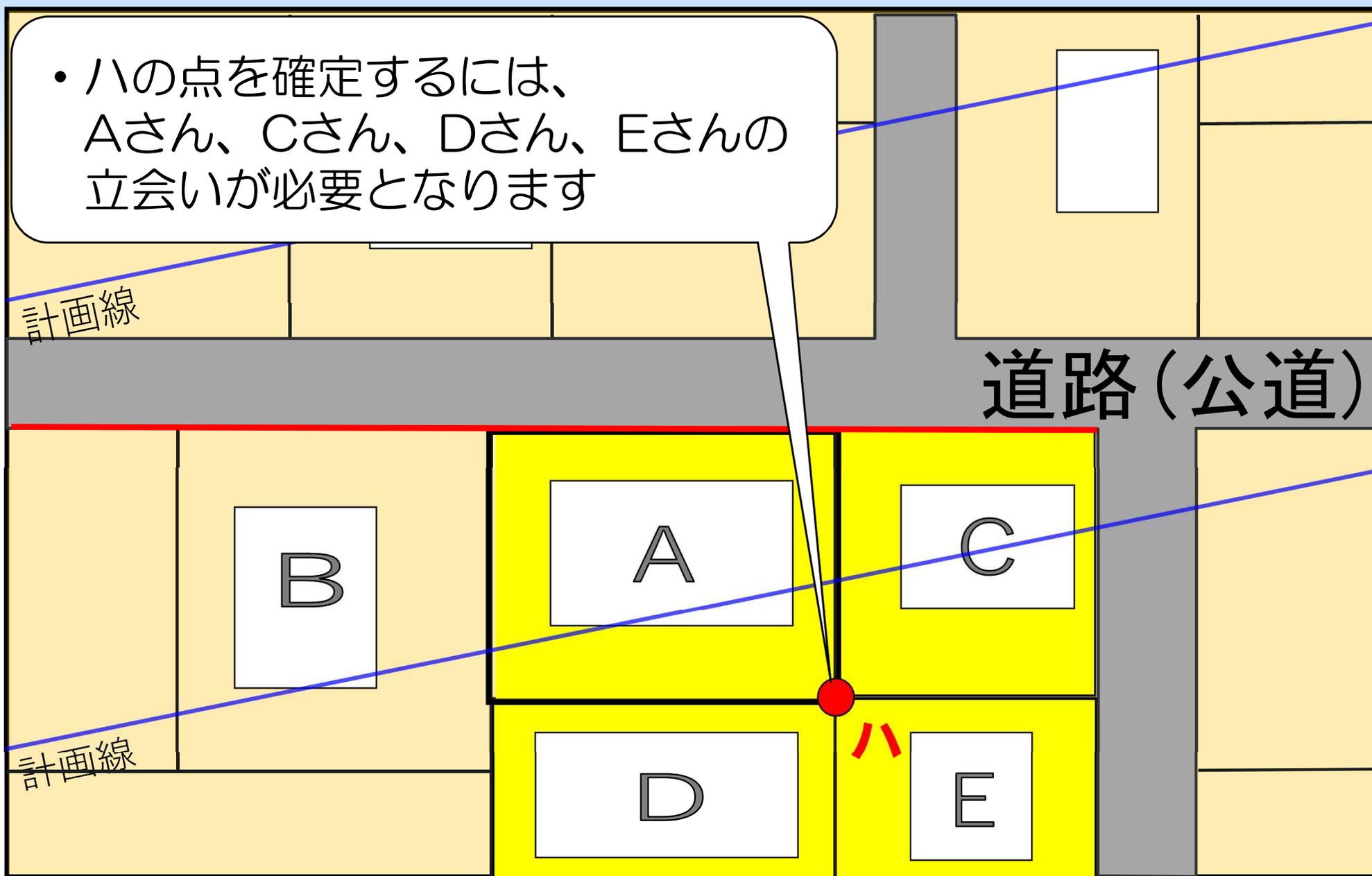
■ Aさん敷地の境界を確認する手順③

- □の点を確定するには、AさんとCさんの立会いが必要となります



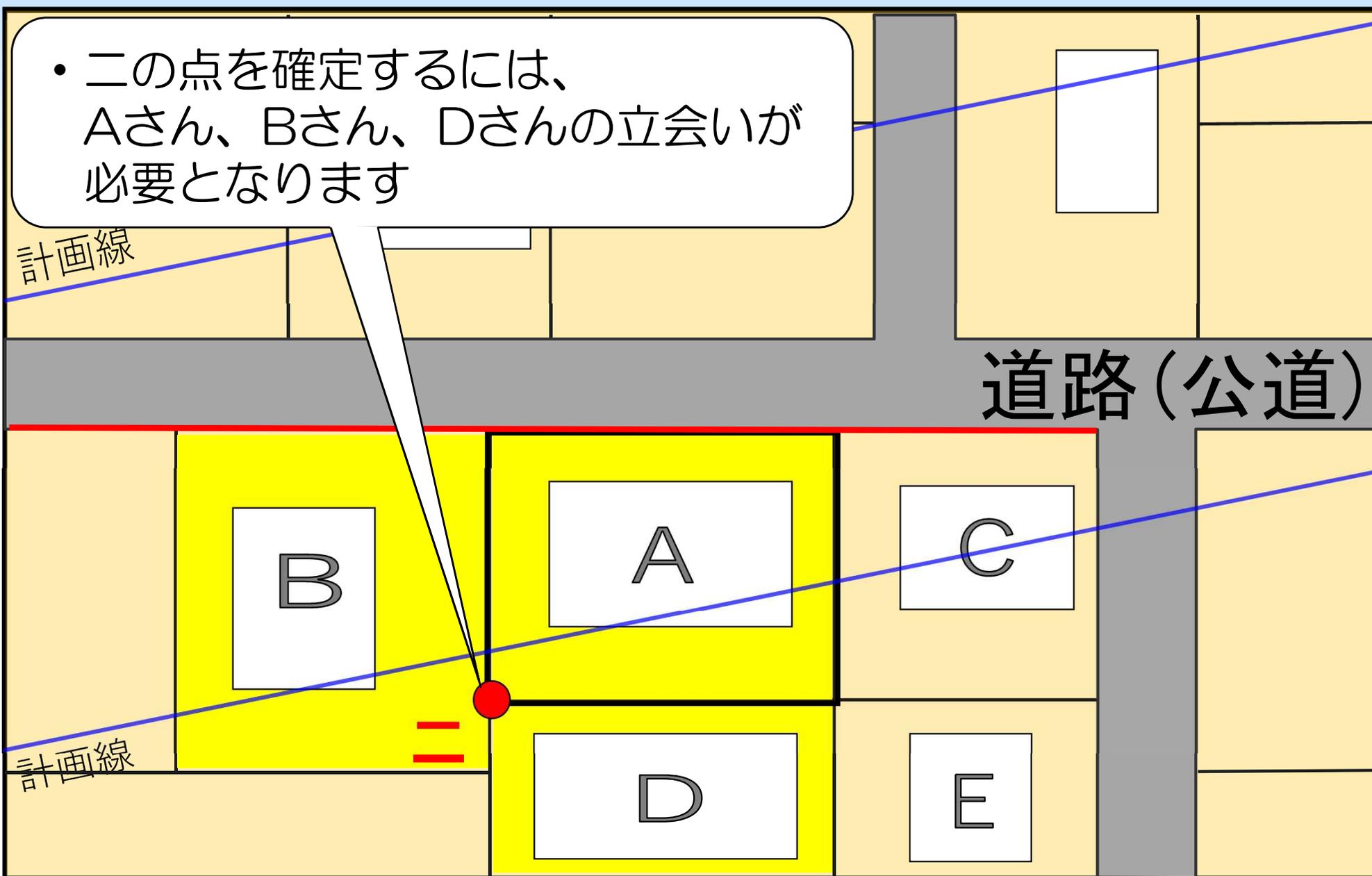
■ Aさん敷地の境界を確認する手順④

- ハの点を確定するには、Aさん、Cさん、Dさん、Eさんの立会いが必要となります



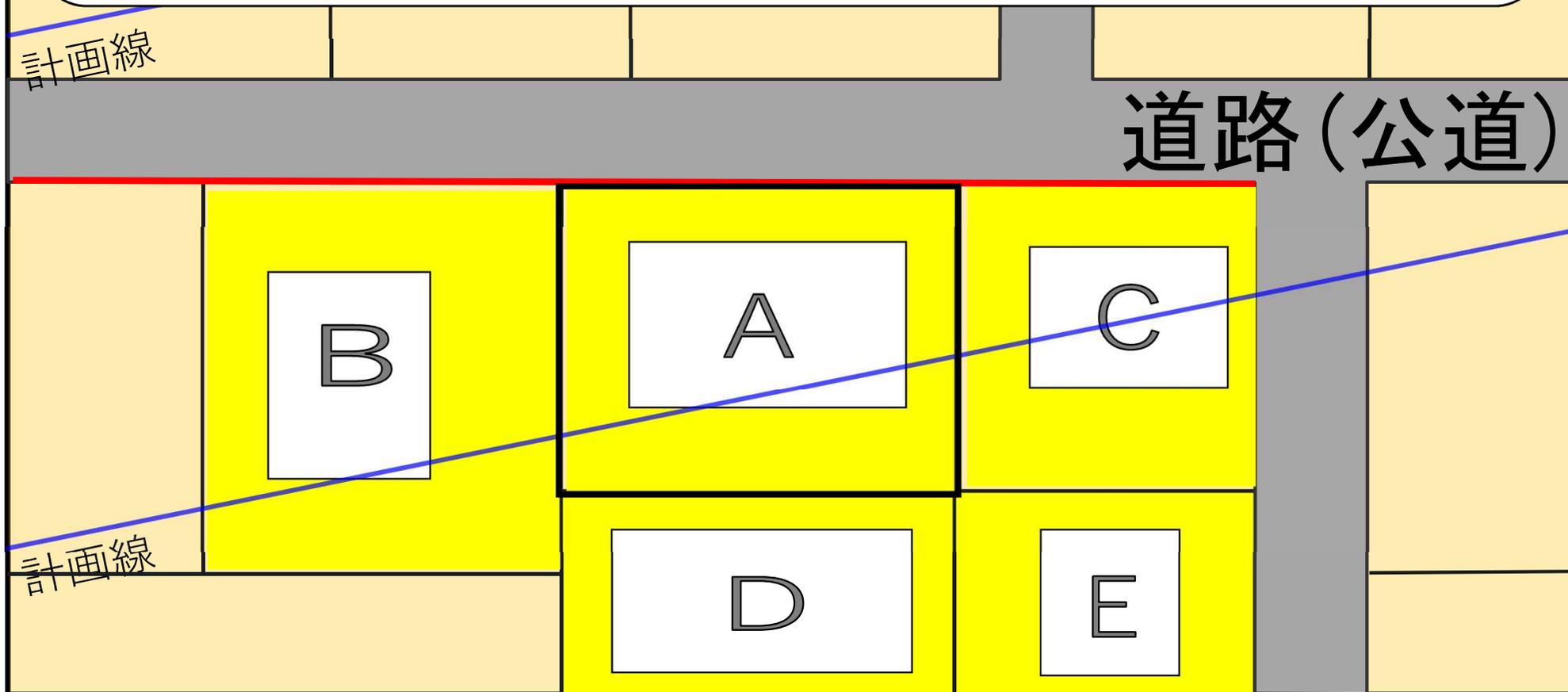
■Aさん敷地の境界を確認する手順⑤

- 二の点を確定するには、
Aさん、Bさん、Dさんの立会いが必要となります



■ Aさん敷地の境界を確認する手順⑥

- Dさん、Eさんについては、用地取得の対象ではございませんが、Aさん、Bさん、Cさんの用地の面積を確定するために立会いが必要となります
ご協力のほど、よろしくお願いいたします



■土地境界立会いのお願いについて

立会依頼文書の例

南西建工 第 号
令和 年 月 日

様

東京都南多摩西部建設事務所 公印

土地境界立会いのお願い

〇〇の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より東京都の道庁行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、東京都が実施する主要地方道山田宮の前線第61号線の整備事業につきましては、
皆様のご協力のもと用地測量を行って
つきましては、ご所有されている **見本** する土地との境界について、現地での確認を
させていただきたく、ご多忙中誠に恐縮ですが、〇〇日時に立会いをお願いいたします。
現在、立会前の準備を行っておりますが、未実施の土地につきましては皆様の敷地に一時立ち入らせて
いただくことがあります。その際には事前にご挨拶をいたしますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

土地の所在 〇〇(区・市)〇〇丁目〇番〇
立会の日時 令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分

立会に際しましては

- 1 この文書と「**印鑑 (実印)**」をご持参ください。
※印鑑は、朱肉で押印するものをご持参ください。(スタンプ印不可)
- 2 境界について、参考となる図面または書類(土地の測量図、隣地との境界確認書類等)をお持ちの方は、ご持参ください。
※事前にご提供いただいた方は、新しい資料がある場合にご持参ください。
- 3 当日、代理人の方が立会いをされる場合は、**土地所有者の方が記入した「委任状 (別紙)」**
及び代理人の「**印鑑 (実印)**」とこの文書をご持参ください。
- 4 所有されている土地をお貸している場合は、立会い当日に借地人の方のお名前、連絡先をお聞かせしますので、よろしくお願いたします。
- 5 小雨の場合は決行いたしますのでご協力をお願いします。
- 6 ご都合の悪い方は日時の調整を行いますので、下記の担当者までお早めにご連絡ください。

【連絡先】
東京都南多摩西部建設事務所 測量担当 電話
測量実施会社: 〇〇株式会社〇〇 電話

• 現地での境界立会いにつきましては、立会予定日の10日から2週間くらい前に「土地境界立会いのお願い」の通知状を郵送させていただきます

• 当初の立会い日時は、まことに恐縮ながら、東京都にて設定させていただきます

• ご都合のつかない場合には、個別にご連絡いただければ、立会い日時を調整させていただきます

• 参考となる図面又は書類をお持ちの方は、ご持参ください

• 代理人の方が立ち会う場合は、委任状をご持参ください

立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係)

嘱託登記用

立会証明書

土地の表示 ○○市○○町五丁目63

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

隣接地番	所有者	立会人住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
63	東京太郎	○○市○○町〇-〇-〇 東京太郎	本人	平成19年 7月19日	印
64-9	〇〇〇〇	○○市○○町〇-〇-〇 〇〇	本人	平成19年 8月1日	印
62-2 (市道)	〇〇市	別添境界確定図の上より(市道第〇〇号)		年月日	
無番地 (都道)	東京都	東京都〇〇建設事務所 管理課 主事 〇〇 〇〇	処理担当者	平成19年 7月19日	印
無番地 (河川)	東京都	別添河川区域確定図のとおり(〇〇川)		年月日	
				年月日	
				年月日	
				年月日	

見本

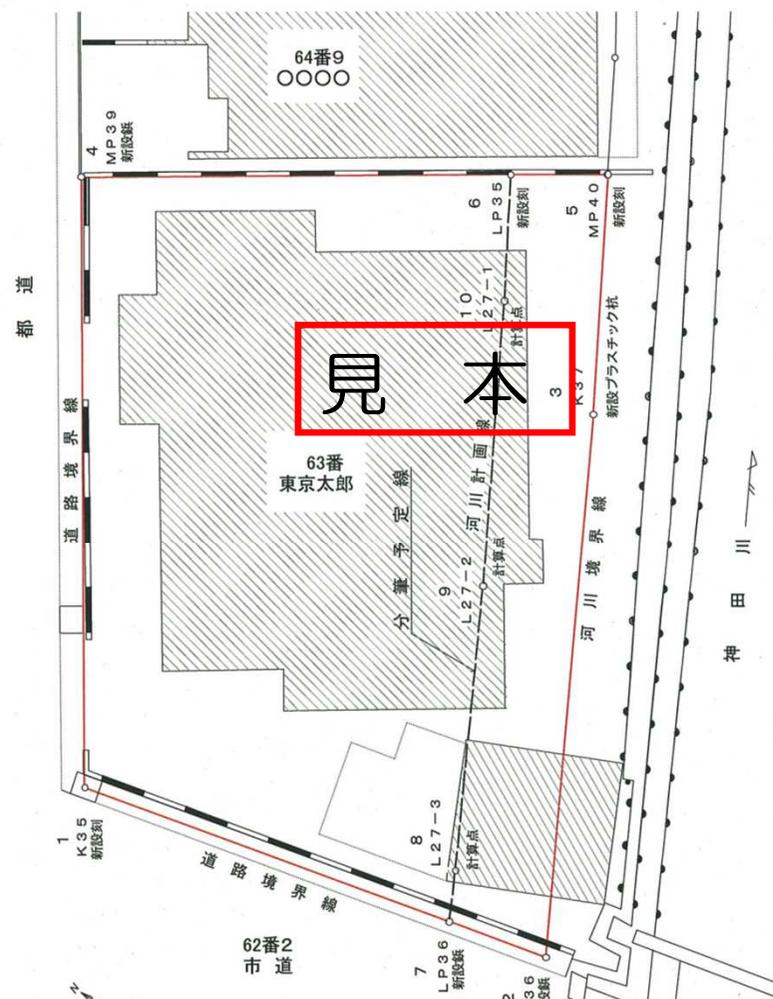
本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

年月日

調査 測量者職氏名

東京都南多摩西部建設事務所工事課測量担

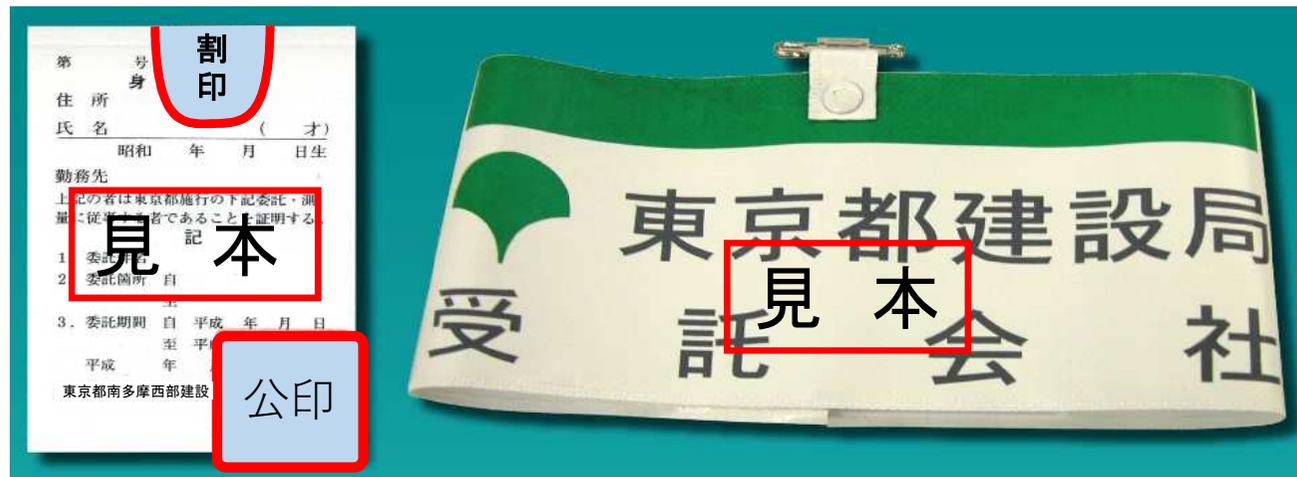
地形・筆界点見取り図



※境界立会いの後、土地境界について了承していただきましたら、取得対象となる土地所有者の方と隣接する土地所有者の皆様には、東京都で用意する左側の「立会証明書」に署名・捺印をお願いいたします

■測量に関するお知らせや対応について

- 測量作業は、東京都が委託した会社が行います
- 測量作業にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行います



- 測量作業を行う際には、事前にお知らせのチラシを配布し、皆様の敷地に立入りをさせていただきます

※立ち入る際には、必ずお声がけをいたします
ご協力をお願いいたします

■問い合わせ先

◆東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

所在地 〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号

○事業に関すること TEL：042-643-2632

○測量に関すること TEL：042-643-2662

皆様のご理解とご協力を
お願いいたします